

Ⅲ ダム用水門設備 点検・整備項目表

目 次

1	扉体、戸当り等	
1-1	ラジアルゲート（扉体、戸当り、固定部）	Ⅲ-1
1-2	ローラゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-4
1-3	高圧ラジアルゲート（扉体、戸当り、固定部）	Ⅲ-6
1-4	高圧ローラゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-9
1-5	常用洪水吐設備 高圧スライドゲート（扉体、ボンネット）	Ⅲ-12
1-6	小容量放流設備 高圧スライドゲート（本体、充水装置、空気弁）	Ⅲ-14
1-7	ジェットフローゲート（本体、空气管、整流管）	Ⅲ-16
1-8	ホロージェットバルブ（本体、支持装置）	Ⅲ-18
1-9	コーンスリーブバルブ（本体）	Ⅲ-19
1-10	フィクストコーンバルブ（本体、動力伝達部）	Ⅲ-20
1-11	直線多段式取水ゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-22
1-12	連続サイホン式取水設備（取水管、他）	Ⅲ-24
1-13	半円形多段式取水ゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-27
1-14	円形多段式取水ゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-29
1-15	多孔式取水ゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-31
1-16	予備高圧ローラゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-33
1-17	修理用高圧ローラゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-33
1-18	予備高圧スライドゲート（扉体、戸当り）	Ⅲ-35
2	放流管	
2-1	放流管	Ⅲ-37
3	開閉装置	
3-1	ワイヤロープウインチ式開閉装置	Ⅲ-38
3-2	油圧シリンダ式開閉装置	Ⅲ-42
3-3	スピンドル式開閉装置	Ⅲ-45
4	操作制御設備	
4-1	機側操作盤	Ⅲ-47
5	付属設備	
5-1	付属設備 開閉装置架台	Ⅲ-49
5-2	付属設備 水位計	Ⅲ-50
6	付属施設	
6-1	付属施設 操作橋	Ⅲ-52
6-2	付属施設 開閉装置室	Ⅲ-53
6-3	付属施設 手摺、階段、防護柵	Ⅲ-54

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り、固定部
 1-1 ラジアルゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

装置区分	※1の装置・特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検							
				月点検	管理運転点検	年点検					
全般(扉体)	清掃状態		汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
扉体	構造全体		振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
			片吊り	-	-	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。			測定不可の時はM→E	
	致	スキンプレート		変形	-	-	E	変形がないこと。			
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	主桁、補助桁		変形	-	-	E	変形がないこと。			
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	脚柱		変形	-	-	E	変形がないこと。			
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	ボルト、ナット		ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	リベット		ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
支承部	致	補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
回転状態	-	D	D	正常に回転すること。							

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要	
				定期点検							
				月点検		年 点 検					
				目視 点検	管理運 転点検						
扉体付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗（シーブ外径）	—	—	E	摩耗がないこと。				
			摩耗（シーブ軸）	—	—	E	摩耗がないこと。				
			摩耗（シーブ軸受）	—	—	E	摩耗がないこと。				
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。				
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
			回転状態	—	D	D	正常に回転すること。				
水密部	致	水密ゴム	変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	—	—	E	劣化がないこと。				
			漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。				
	致	ゴム押え板	変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
給油装置 （支承部）	致	給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
			漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。				
	致	分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			作動状態	—	—	D	作動すること。吐出量が適正であること。				
			清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
全般 （戸当り）	致	清掃状態	ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
			外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
	致	塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」による。		
			埋設部 （戸当り）	底部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。		
					損傷	—	—	E	損傷がないこと。		
腐食（孔食）	—	—			E	腐食（孔食）がないこと。					
致	側部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。					
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
		腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。					
致	コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
		コンクリートからの漏水	—	—	E	機能に支障がないこと。					
全般 （固定部）	致	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	致	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」による。		
固定部	致	トラニオンガード	変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検						
				月点検	管理運 転点検	年 点 検				
固定部	致	トラニオン軸、軸受	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。油が劣化していないこと。			
			回転状況	—	D	D	正常に回転すること			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
給油装置 (固定部)	給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
		漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。				
	分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		作動状態	—	—	D	作動すること。吐出量が適正であること。				
埋設部	アンカレッジ	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
 1-2 ローラゲート（扉体、戸当り）

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—			点検対象外

装置区分	※1の装置・特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般	清掃状態		汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
扉体	構造全体		振動	—	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	—	S	S	異常音がないこと。				
			片吊り	—	—	M	異常な傾き（片吊り）がないこと。			測定不可の時はM→E	
	致	スキンプレート	変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	主桁、補助桁	変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	リベット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	支承部	致	主ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	—	—	E	摩耗がないこと。			
				摩耗(ローラ軸)	—	—	E	摩耗がないこと。			
				摩耗(ローラ軸受)	—	—	E	摩耗がないこと。			
損傷				E	E	E	損傷がないこと。				
腐食(孔食)				—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
給油状態				E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
致		補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	—	—	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸)	—	—	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸受)	—	—	E	摩耗がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
			回転状態	—	D	D	正常に回転すること。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検						
				月点検		年 点 検				
				目視 点検	管理運 転点検					
扉体付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗（シーブ外径）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗（シーブ軸）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗（シーブ軸受）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
			回転状態	—	D	D	正常に回転すること。			
吊り金物	致	吊り金物、吊りピン	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
水密部	致	水密ゴム	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	劣化がないこと。			
			漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。			
	致	ゴム押え板	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
給油装置	致	給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。			
	致	分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			作動状態	—	—	D	作動すること。 吐出量が適正であること。			
全般（戸 当り）	致	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	致	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	塗装	損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
取外し戸 当り	致	主ローラレール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	補助ローラレール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。		出については打診	
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
埋設部	致	底部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
	致	底部戸当り	腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	側部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
コンクリートからの漏水			—	—	E	機能に支障がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り、固定部
 1-3 高圧ラジアルゲート

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般	清掃状態		汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	塗装		損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
扉体	構造全体		振動	—	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	—	S	S	異常音がないこと。			
			片吊り	—	—	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。			測定不可の時はM→E
	致	スキンプレート	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	主桁、補助桁	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	脚柱	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	リベット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
支承部	補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	—	—	E	摩耗がないこと。				
		摩耗(ローラ軸)	—	—	E	摩耗がないこと。				
		摩耗(ローラ軸受)	—	—	E	摩耗がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
		給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
		回転状態	—	D	D	正常に回転すること。				
水密部	致	水密ゴム	変形	E	E	E	変形がないこと。			
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		劣化	—	—	E	劣化がないこと。				
		漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 置・ 機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検						
				月点検		年 点 検				
				目視 点検	管理運 転点検					
水密部	致	水密ゴム押え板	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
給油装置 (支承部)		給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。			
		分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			作動状態	—	—	D	作動すること。 吐出量が適正であること。			
全般 (戸当り)		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装	損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
		劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。		
取外し戸当り	致	ガイドレール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。		出については打診		
		損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
埋設部	致	底部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	側部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	上部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		コンクリートからの漏水	—	—	E	機能に支障がないこと。				
	埋設部 (戸当り)		噴流防止装置	変形	—	—	E	変形がないこと。		
損傷				—	—	E	損傷がないこと。			
劣化				—	—	E	劣化がないこと。			
漏水				—	—	E	機能に支障がないこと。			
コンクリート部		コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		コンクリートからの漏水	—	—	E	機能に支障がないこと。				
全般 (固定部)		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。		

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要	
				定期点検		年 点 検					
				月 点 検	管 理 運 転 点 検						
固定部	致	トラニオンガード	変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	トラニオン軸, 軸受	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油が劣化していないこと。				
				回転状況	—	D	D	正常に回転すること			
	致	ボルト, ナット	ゆるみ, 脱落	—	—	E, H	ゆるみ, 脱落がないこと。			田については打診	
損傷			E	E	E	損傷がないこと。					
腐食(孔食)			—	—	E	腐食(孔食)がないこと。					
給油装置 (固定部)	給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。					
		損傷	—	—	E	損傷がないこと。					
		漏油, 詰り	—	—	E	漏油, 詰りがないこと。					
	分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
		作動状態	—	—	D	作動すること。 吐出量が適正であること。					
(固定部 埋設部)	アンカレッジ	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
 1-4 高圧ローラゲート（扉体、戸当り）

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致）

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
扉体	構造全体	振動	振動	—	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	—	S	S	異常音がないこと。			
			片吊り	—	—	M	異常な傾き（片吊り）がないこと。			測定不可の時はM→E
		スキンプレート	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	主桁、補助桁	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
リベット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診		
	損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
	腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。					
支承部	主ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	摩耗(ローラ外径)	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗(ローラ軸)	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗(ローラ軸受)	—	—	E	摩耗がないこと。			
		損傷	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
	補助ローラ、軸、軸受	回転状態	回転状態	—	D	D	正常に回転すること。			
			摩耗(ローラ外径)	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗(ローラ軸)	—	—	E	摩耗がないこと。			
		摩耗(ローラ軸受)	摩耗(ローラ軸受)	—	—	E	摩耗がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
給油状態	給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。					
	回転状態	—	D	D	正常に回転すること。					

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 置特 性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管 理 運 転 点 検					
目 視 点 検										
扉体付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗（シーブ外径）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗（シーブ軸）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗（シーブ軸受）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
			回転状態	—	D	D	正常に回転すること。			
吊り金物	致	吊り金物、吊りピン	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
水密部	致	水密ゴム	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	劣化がないこと。			
			漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。			
	致	ゴム押え板	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
給油装置		給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。			
	致	分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			作動状態	—	—	D	作動すること。 吐出量が適正であること。			
全般（戸 当り）		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	致	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	塗装	損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
取外し戸 当り	致	主ローラレール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	補助ローラレール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
埋設部	致	底部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	側部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検						
				月点検		年 点 検				
				目視 点検	管理運 転点検					
埋 設 部	致	上部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		コンクリートからの漏水	—	—	E	機能に支障がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、ボンネット
 1-5 常用洪水吐設備 高圧スライドゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準
○ 正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△ 現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
× 現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
扉体	構造全体	振動	異常音	—	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	—	S	S	異常音がないこと。				
			片吊り	—	—	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。			測定不可の時はM→E	
	致	スキンプレート	変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	主桁、補助桁	変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	リベット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	支承部	致	摺動板	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。			
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
摺動状態			—	D	D	運転時に異常なく開閉すること。					
水密部	致	水密ゴム	変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	—	—	E	劣化がないこと。				
			漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。				
	致	ゴム押え板	変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管理運 転点検					
目視 点検										
給油装置	給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
		漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。				
	分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		作動状態	—	—	D	作動すること。吐出量が適正であること。				
全般（ボンネット）	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装	損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
		劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
ケーシング 致	ケーシング	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
ボンネット 致	摺動板	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
		摺動状態	—	D	D	運転時に異常なく開閉すること。				
	ボンネット ボンネットカバー	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				
	ボルト、ナット 致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			Hについては打診
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
埋設部	コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		コンクリートからの漏水	—	—	E	機能に支障がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 本体、充水装置、空気弁
 1-6 小容量放流設備 高圧スライドゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	点検対象外			

装置区分	※1の装置・機器特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般	清掃状態		汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、「農業水利施設の機能保全の手引き(頭首工(ゲート設備)」による。	
扉体	構造全体		振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
	水密部		変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			目については打診	
	摺動板		摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
			摺動状態	-	D	D	運転時に異常なく開閉すること。				
	スキンプレート		変形	-	-	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	主桁、補助桁		変形	-	-	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	ボルト、ナット		ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			目については打診	
			損傷	E	-	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	ボンネット	摺動板		摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
				摺動状態	-	D	D	運転時に異常なく開閉すること。			
		ボンネット ボンネットカバー		変形	-	-	E	変形がないこと。			
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
腐食(孔食)				-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
ボルト、ナット			ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			目については打診	
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	腐食(孔食)		-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 特性 ・機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検						
				月点検	管理運 転点検	年 点 検				
全般（充水装置）	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装	損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
充水装置	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		止水部	-	-	E	漏水がないこと。				
	電動弁	作動	-	D	D	円滑に開閉できること。				
		漏水	E	E	E	機能上支障がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		振動	-	H	M	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		電流値	-	-	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。				
		電圧値	-	-	M	作動時の定格電圧が、±10%以下であること。				
	絶縁抵抗	-	-	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上あること。					
	手動弁	作動	-	D	D	円滑に開閉できること。				
		漏水	E	E	E	漏水がないこと。				
		損傷	E	E	E	割れなどの損傷がないこと。				
	差圧計	作動	-	-	D	圧力計、差圧計が正常に作動していること。				
		漏水	-	-	E	配管より漏水がないこと。				
		エア抜き	-	-	D	エア抜きバルブより水が噴出すること。				
	充水管	漏水	-	-	E	漏水がないこと。				
		損傷	-	-	E	著しい損傷がないこと。				
		充水時間	-	-	M	所定時間内で充水できること。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。				
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	全般（空気弁・空気管）	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
塗装		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
空気弁・空気管	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
	空気弁	弁体	-	-	D	充水時以外は、弁は閉状態であればよい。				
		止水部	-	-	D	充水完了時、弁体閉時の一時的な漏水以外の漏水がなければよい。				
	空気管本体	変形	E	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
		溶接部の割れ	-	-	E	溶接部に割れ等の欠陥がないこと。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 本体、空気管、整流管
 1-7 ジェットフローゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	点検対象外			

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般(本体)		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
	致	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
劣化			-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
本体	致	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
	致	スキンプレート	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	主桁・補助桁	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	シーリング	損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			変形	-	-	E	変形がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
損傷			E	-	E	損傷がないこと。				
腐食(孔食)			-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
ボンネット	致	摺動板	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			摺動状態	-	D	D	運転時に異常なく開閉すること。			
	致	ボンネット ボンネットカバー	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。				
		損傷	E	-	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
全般(空気管・整流管)		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
	致	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
劣化			-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検						
				月点検	管理運 転点検	年 点 検				
空気管	致	空気管本体	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
整流管	致	整流管本体	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 本体、支持装置
 1-8 ホロージェットバルブ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致）

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般（本体）		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
劣化	—		—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」による。		
本体	致	構造全体	振動	—	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	—	S	S	異常音がないこと。			
	致	水密部	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。			
	致	ニードル	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。			
			変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
	致	プランジャシリンダ	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。			
			変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			油量	—	—	E	適量な油量が供給されていること。			
振動			—	H	H	異常振動がないこと。				
異常音			—	S	S	異常音がないこと。				
致	内筒機械部	油量	—	—	E	適量な油量が供給されていること。				
		振動	—	H	H	異常振動がないこと。				
		異常音	—	S	S	異常音がないこと。				
致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。				
		損傷	E	—	E	損傷がないこと。				
		腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。				
（支持装置全般）	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
	塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
支持装置		致	構造全体	振動	—	H	H	異常振動がないこと。		
	異常音			—	S	S	異常音がないこと。			
	致	支持装置	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
	致	軸受	油量	—	—	E	適量な油量が供給されていること。			
			ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
	致	ボルト、ナット	損傷	E	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 本体
 1-9 コーンスリーブバルブ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	点検対象外			

装置区分	※1の装置特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
劣化	-		-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、「農業水利施設の機能保全の手引き(頭首工(ゲート設備)」による。		
本体		構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
	致	水密部	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
	致	胴体	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
			損傷	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
スリーブ	致	水密部	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
	致	胴体	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
			損傷	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 本体、動力伝達部
 1-10フィクストコーンバルブ

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	点検対象外			

装置区分	※1の装置・特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般(本体)		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		塗装	損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
劣化	-		-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。		
本体	致	水密部	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
	致	胴体	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	コーン	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
			損傷	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	スリーブ	致	水密部	変形	-	-	E	変形がないこと。		
損傷				-	-	E	損傷がないこと。			
致		胴体	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
致		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
			損傷	E	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
全般(動力伝達部)			清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。		
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	塗装		損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
劣化		-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。		
動力伝達部	致	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
		スクリーュー軸	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。						

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
			目視 点検							
動力伝達部	致	スクリー軸	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			油量	E	E	E	適量な油量が供給されていること。			
	致	ウォーム減速機	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
			ギヤの摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			ブッシュの摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			ベアリングの変形	-	-	E	変形がないこと。			
			ベアリングの損傷	-	-	E	変形がないこと。			
			オイルシールの変形	-	-	E	変形がないこと。			
			オイルシールの損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			油量	E	E	E	歯車に適正な油膜があること。			
	致	ペベル減速機	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
			ギヤの摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			ブッシュの摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			ベアリングの変形	-	-	E	変形がないこと。			
			ベアリングの損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			オイルシールの変形	-	-	E	変形がないこと。			
			オイルシールの損傷	-	-	E	変形がないこと。			
			油量	E	E	E	歯車に適正な油膜があること。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
 1-11 直線多段式取水ゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般	清掃状態		汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
扉体	構造全体		振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
			片吊り	-	-	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。			測定不可の時はM→E	
	致	スキンプレート		変形	-	-	E	変形がないこと。			
				損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
				溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			塗装塗替時に確認する。
	致	主桁、補助桁		変形	-	-	E	変形がないこと。			
				損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
				溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			
		ボルト、ナット		ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			Hについては打診
損傷				E	E	E	損傷がないこと。				
腐食(孔食)				-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
支承部	致	主ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
			給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
	回転状態	-	-	D	正常に回転すること。						
	致	補助ローラ、軸、軸受		摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。			
				摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。			
				摩耗(ローラ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。			
				損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
給油状態				-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
回転状態	-	-	D	正常に回転すること。							

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法		判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検					
				月点検	年点検				
		目視点検	管理運転点検						
扉体付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗（シーブ外径）	-	-	E	摩耗がないこと。		
			摩耗（シーブ軸）	-	-	E	摩耗がないこと。		
			摩耗（シーブ軸受）	-	-	E	摩耗がないこと。		
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。		
			腐食（孔食）	-	-	E	腐食（孔食）がないこと。		
			給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。		
			回転状態	-	-	D	正常に回転すること。		
水密部	水密ゴム	変形	-	-	E	変形がないこと。			
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
		劣化	-	-	E	劣化がないこと。			
	ゴム押え板	変形	-	-	E	変形がないこと。			
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
休止金物	ピン、フック、軸、軸受	作動状況	-	-	D	異常がないこと。		オイルレスであることを考慮	
		給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
全般 (戸当り)	清掃状態	汚れ	-	-	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		ごみ、流木、土砂等	-	-	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
		外観	変形	-	-	E	変形がないこと。		
	塗装	損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
		劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
		致	主ローラレール	変形	-	-	E	変形がないこと。	
取外し戸当り	致	補助ローラレール	損傷	-	-	E	損傷がないこと。		
			腐食（孔食）	-	-	E	腐食（孔食）がないこと。		
			溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。		
			変形	-	-	E	変形がないこと。		
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。		目については打診
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。		
			腐食（孔食）	-	-	E	腐食（孔食）がないこと。		
			変形	-	-	E	変形がないこと。		
埋設部	致	側部戸当り	損傷	-	-	E	損傷がないこと。		
			腐食（孔食）	-	-	E	腐食（孔食）がないこと。		
			変形	-	-	E	変形がないこと。		
		コンクリート部	コンクリートの損傷	-	-	E	損傷がないこと。		

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 取水管、他
 1-12 連続サイホン式取水設備

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般	清掃状態		汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	防食被覆		損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、「農業水利施設の機能保全の手引き(頭首工(ゲート設備)」による。
取水管	致	上下面板 側板 ダイヤフラム 整流板 補剛材	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			
スクリーン	致	スクリーンパー 縦りボルト	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			目詰まり	-	-	E	目詰まりがないこと。			
	致	スクリーン受桁	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
空気管	致	空気管	目詰まり	-	-	E	目詰まりがないこと。			
			変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			
	致	フランジ 取付ボルトナット	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			ゆるみ、脱落	-	-	E	測定結果により判定のこと。			
	致	空気配管サポート 取付ボルトナット	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
ゆるみ、脱落			-	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。				
		Oリングパッキン	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
底部取水管修理用ゲート(扉体)	致	スキンプレート 補助桁(縦、横) 横主桁 端縦桁	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			継手部からの漏水	-	-	E	機能に支障がないこと。			
	ガイドシュー		変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	劣化がないこと。			
水密ゴム		漏水	-	-	E	機能に支障がないこと。				
		変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。				
		水密ゴム取付ボルトナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
底部取水管修理用ゲート(戸当り)	致	側部戸当り(下流側)	変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
	側部戸当り(上流側)		変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
			異物の噛込み	-	-	E	異物の噛込みがないこと。			
	上下部戸当り 扉体受台		変形、損傷	-	-	E	変形、損傷がないこと。			
変形、損傷			-	-	E	変形、損傷がないこと。				
コンクリート部		コンクリートの損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		コンクリートからの漏水	-	-	E	機能に支障がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要		
				定期点検		年 点 検						
				月 点 検	管理運 転点 検							
凍結防止装置	ガイドレール 取付ボルトナット	変形、損傷	—	—	E	変形、損傷がないこと。						
		架台 取付ボルトナット	変形、損傷	—	—	E	変形、損傷がないこと。					
	ケーブルリール ウインチ	変形、損傷	—	—	E	変形、損傷がないこと。						
		ケーブル巻取状況	—	—	E	機能に支障がないこと。						
	水中ミキサー	変形、損傷	—	—	E	損傷がないこと。						
		湖面凍結状況	—	—	E	機能に支障がないこと。						
全般（空気制御設備）	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。						
		ごみ等	E	E	E	ごみ等の放置がないこと。						
	塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。						
		劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白垂化がないこと。						
	配管状態	空気漏れ	E	E	E	継ぎ手部からの空気漏れがないこと。						
	計装機器、バルブ類取付 状態	汚れ、変色	E	E	E	汚れがないこと。変色がないこと。						
		異常音	E	E	S	異常音がないこと。						
		ゆるみ、脱落	E	E	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。						
	致	コンプレッサ用電動機	空気圧力	—	—	D	運転により規定圧力まで昇圧すること。					
			振動	—	—	E, H	異常振動がないこと。					
異常音			—	—	E, S	異常音がないこと。						
作動不良			—	—	D	正常に自動運転されること。						
Vベルトの緩み、損傷			—	—	M	ベルトの張り加減が規定値以上であること						
圧縮空気の漏れ			—	—	M	最高圧力で30分放置し、15%以内の低下であること。						
発熱			—	—	M, H	発熱が許容値以下であること。						
電流値			—	—	M, H	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。						
電圧値			—	—	M	作動時の定格電圧が±10%以下であること。						
絶縁抵抗			—	—	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上						
端子箱の点検			—	—	W	端子接続部にゆるみがないこと。 端子箱内に結露、錆付き等がないこと。						
内蔵タンク充填時間			—	—	M	充填時間が定格時間以下であること。						
致			空気圧縮機	制御機器 (電磁開閉器、圧力計)	作動状態	—	—	D	動作すること。			
				ボルト・ナット・ネジ類	ゆるみ	—	—	E, H	ゆるみがないこと。			
	配管部品、ゴムホース等	劣化		—	—	E	硬化、ひび割れがないこと。					
	冷却ファン	クラック		—	—	E	クラックがないこと。					
	弁セット、シリンダカ バー	付着物清掃		—	—	E, W	弁セットに摩耗分が付着していないこと。					
	Oリング、シート、ゴム パッキン	劣化、変形		—	—	M	劣化、変形がないこと。					
	ピストンリング	摩耗		—	—	M, W	幅2.5mm以下は交換。					
	ピストン	膨張、摩耗		—	—	M, W	外径が規定寸法以上、外周に深い傷またはス カートの摩耗が多い場合は交換。					
	シリンダ	傷、摩耗		—	—	E, W	内周の深い傷、鏡面処理が摩耗し地肌が出てい る場合は交換。					
	連接棒、ピストンピン	グリス補給		—	—	W	小端部ベアリンググリス補給。					
	ベアリング	回転状況		—	—	W	回転に異常がないこと。					
	空気タンク	腐食、漏れ		—	—	E	腐食、漏れ、ふくれがないこと。					
	エアフィルター（吸込 口）	清掃状態		—	—	E	目詰まりがないこと。					
	安全弁	作動状態		—	—	A	空気漏れがないこと。					
	空気抜きタンクのドレン バルブ	ドレン抜き		—	D	W	水が溜まっていないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
			目視 点検							
空圧機器	致	レシーバタンク	損傷、変形	E	E	E	破損、変形がないこと。			
			溶接部の割れ	E	E	E	溶接割れがないこと。			
			ドレン	-	-	W	水がたまっていないこと。			
	致	エアフィルタ	清掃状態	-	-	E	目詰まりがないこと。			
		安全弁	作動状態	-	D	D	空気漏れがないこと。			
		サイレンサ	作動状態	-	-	D	消音効果を確認する。			
		手動ボール弁	作動状態	-	D	D	円滑に開閉すること。			
		電動ボール弁	作動状態	-	D	D	信号により円滑に開閉すること。			
		空圧式ボール弁	作動状態	-	D	D	信号により円滑に開閉すること。			
		ニードル弁	作動状態	-	D	D	円滑に開閉すること。			
給気ホース	損傷、変形、やぶれ	-	E	E	損傷、変形、やぶれがないこと。					
計装機器		空気流量計	作動状態	-	-	E, M	指示値が正常であること。			
		空気温度計	作動状態	-	-	E, M	指示値が正常であること。			
		空気圧力計	作動状態	-	-	E, M	指示値が正常であること。			
		圧力スイッチ	作動状態	-	D	D	スイッチが設定圧力で正常に作動すること。			
真空ポンプユニット	致	真空ポンプ 真空ポンプ電動機	取付ボルトの締付け	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			
			異常振動、異常音	E	E, H, S	E, H, S	異常振動、異常音がないこと。			
			発熱	-	H	M, H	発熱が許容値以下であること。			
			絶縁抵抗 (ポンプ用電動機)	-	-	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1MΩ以上			
	致	真空ポンプ バルブスタンド 空圧機器類	端子箱の点検 (ポンプ用電動機)	-	E	E	端子接続部にゆるみ、端子箱内に結露、錆付き等がないこと。			
			空圧式ボール弁	-	D	D	信号により円滑に開閉すること。			
			逆止弁	-	D	D	空気の逆流がないこと。			
			Y型ストレーナ	-	-	D	目詰まりがないこと。			
		減圧弁	-	D	D	設定圧力に減圧できること。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
 1-13 半円形多段式取水ゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認	S	聴診	-		点検対象外

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		塗装	損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
扉体	致	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
			片吊り	-	-	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。			測定不可の時はM→E	
		扉体本体	変形	-	-	E	変形がないこと。				
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	ボルト、ナット	溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			塗装塗替時に確認する。		
		ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診		
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
	腐食(孔食)		-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					
	支承部	致	補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。			
				摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。			
摩耗(ローラ軸受)				-	-	E	摩耗がないこと。				
損傷				-	-	E	損傷がないこと。				
腐食(孔食)				-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
給油状態				-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
回転状態				-	-	D	正常に回転すること。				
ローラ、戸当り相対寸法関係				-	-	D	競合うことなく開閉できること。				
リフティングピーム	致	構造全体	異常音	-	-	S	異常音がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
			変形	-	-	E	変形がないこと。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診		
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。					
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					
扉体付シープ	致	シープ、シープ軸、軸受	摩耗(シープ外径)	-	-	E, D	摩耗がないこと。				
			摩耗(シープ軸)	-	-	E, D	摩耗がないこと。				
			摩耗(シープ軸受)	-	-	E, D	摩耗がないこと。				
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
目視 点検										
扉付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
			回転状態	-	-	D	正常に回転すること。			
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診	
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
カバー	変形	-	-	E	変形がないこと。					
休止 金物	ピン、フック、軸、軸受	作動状況	-	-	D	異常がないこと。			オイルレスであることを考慮	
		給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
		回転状態	-	-	D	正常に回転すること。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診	
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
取水 盆	致	整流盤、フロート	腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
全般 (戸 当り)	清掃状態	汚れ	-	-	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
		ごみ、流木、土砂等	-	-	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観	変形	-	-	E	変形がないこと。				
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
	塗装	損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
戸 当り	致	補助ローラレール	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診	
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
 1-14 円形多段式取水ゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要		
				定期点検		年点検						
				月点検	管理運転点検							
全般(扉体)		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。					
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。					
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。					
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
		塗装	損傷	-	-	E	損傷がないこと。					
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。		
扉体	致	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。					
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。					
			片吊り	-	-	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。			測定不可の時はM→E		
		取水管	変形	-	-	E	変形がないこと。					
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。					
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					
			溶接部の割れ	-	-	E	溶接部に割れ等の欠陥がないこと。					
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診		
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。					
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					
		支承部	致	補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。			
					摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。			
摩耗(ローラ軸受)	-				-	E	摩耗がないこと。					
損傷	-				-	E	損傷がないこと。					
腐食(孔食)	-				-	E	腐食(孔食)がないこと。					
給油状態	-				-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。					
回転状態	-				-	D	正常に回転すること。					
ローラ、戸当り相対寸法関係	-				-	D	競合うことなく開閉できること。					
リフティング	致	構造全体	異常音	-	-	S	異常音がないこと。					
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					
			変形	-	-	E	操作に支障がないこと。					
扉体付シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗(シーブ外径)	-	-	E, D	摩耗がないこと。					
			摩耗(シーブ軸)	-	-	E, D	摩耗がないこと。					
			摩耗(シーブ軸受)	-	-	E, D	摩耗がないこと。					
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。					
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。					
			回転状態	D	D	D	正常に回転すること。					
			ゴム押え板	損傷	-	-	E	損傷がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
目視 点検										
休止金物		ピン、フック、軸、軸受	作動状況	-	-	D	異常がないこと。			オイルレスであることを考慮
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
取水盆	致	整流板、フロート	腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			清掃状態	汚れ	-	-	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。		
全般 (戸当り)		外観	ごみ、流木、土砂等	-	-	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
			変形	E	E	E	変形がないこと。			
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		塗装	損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
		取外し戸当り	致	補助ローラレール	変形	-	-	E	変形がないこと。	
損傷	-				-	E	損傷がないこと。			
腐食(孔食)	-				-	E	腐食(孔食)がないこと。			
ボルト、ナット	ゆるみ、脱落		-	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			皿については打診	
	損傷		-	-	E	損傷がないこと。				
	腐食(孔食)		-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
埋設部		底部戸当り	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	側部戸当り	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
 1-15 多孔式取水ゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	-			点検対象外

装置区分	※1の装置特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般	清掃状態		汚れ	E	-	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	-	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	外観		変形	E	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	-	E	損傷がないこと。			
	塗装		損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
扉体	構造全体		振動	-	-	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	-	S	異常音がないこと。			
	致	スキンプレート	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			塗装塗替時に確認する。
	致	主桁、補助桁	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			板厚の減少	-	-	-	測定結果により判定のこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			Hについては打診
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
腐食(孔食)			-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
致	主ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。				
		摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。				
		摩耗(ローラ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。				
		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
		給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
		回転状態	-	-	D	正常に回転すること。				
		補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。			
摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。						
摩耗(ローラ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。						
損傷	-	-	E	損傷がないこと。						
腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。						
給油状態	-	-	E	油が供給されていること。						
回転状態	-	-	D	正常に回転すること。						

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 置 特 性 ・ 機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
				目視 点検						
扉 体	致	摺動板	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗(シーブ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。			
			摩耗(シーブ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。			
			摩耗(シーブ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。			
			給油状態	-	-	E	油が供給されていること。			
			回転状態	-	-	D	正常に回転すること。			
	致	水密ゴム	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	劣化がないこと。			
			漏水	-	-	E	機能に支障がないこと。			
	致	ゴム押え板	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
	全 般 (戸 当 り)	清掃状態	汚れ	-	-	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
ごみ、流木、土砂等			-	-	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
外観		変形	E	-	E	変形がないこと。				
		損傷	E	-	E	損傷がないこと。				
塗装		損傷	-	-	E	損傷がないこと。				
		劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
取 外 し 戸 当 り	致	主ローラレール	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	補助ローラレール	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
1-16 予備高圧ローラゲート
1-17 修理用高圧ローラゲート

点検区分	点検実施日
施工業者名	作業責任者

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増締	H
D	動作確認	S	聴診	-		点検対象外

装置区分	※1の装置・機器特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般	清掃状態		汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観		変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
	塗装		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
扉体	構造全体		振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
			片吊り	-	-	M	異常な傾き(片吊り)がないこと。			測定不可の時はM→E	
	致	スキンプレート	変形	-	-	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	主桁、補助桁	変形	-	-	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
		リベット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	支承部	致	主ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。			
				摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。			
				摩耗(ローラ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。			
損傷				E	E	E	損傷がないこと。				
腐食(孔食)				-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
給油状態				E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
致		補助ローラ、軸、軸受	摩耗(ローラ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			摩耗(ローラ軸受)	-	-	E	摩耗がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
			回転状態	-	D	D	正常に回転すること。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 置・ 機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検						
				月点検		年 点 検				
				目 視 点 検	管 理 運 転 点 検					
扉体付 シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗（シーブ外径）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗（シーブ軸）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			摩耗（シーブ軸受）	—	—	E	摩耗がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
			回転状態	—	D	D	正常に回転すること。			
水密部	致	水密ゴム	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	劣化がないこと。			
			漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。			
致	ゴム押え板	変形	E	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
給油装置	給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
		漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。				
分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
	作動状態	—	—	D	作動すること。吐出量が適正であること。					
全般（戸 当り）	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
		ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。				
	外観	変形	E	E	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
	劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」による。			
取外し戸 当り	致	主ローラレール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	補助ローラレール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。		用については打診		
		損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
		腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。				
埋設部	致	底部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	側部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	致	上部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食（孔食）	—	—	E	腐食（孔食）がないこと。			
	コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		コンクリートからの漏水	—	—	E	機能に支障がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

1 扉体、戸当り
 1-18 予備 高圧スライドゲート

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	-	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検						
				月点検	管理運転点検	年点検				
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
		外観	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
扉体	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
	致	スキンプレート	変形	-	-	E	変形がないこと。			
		損傷	腐食(孔食)	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	主桁、補助桁	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診	
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	リベット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診	
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。				
	致	摺動板	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			摺動状態	-	D	D	運転時に異常なく開閉すること。			
サイドシュー	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。					
	損傷	E	E	E	損傷がないこと。					
扉体付シーブ	致	シーブ、シーブ軸、軸受	摩耗(シーブ外径)	-	-	E	摩耗がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
			回転状態	-	D	D	正常に回転すること。			
水密部	致	水密ゴム	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	劣化がないこと。			
			漏水	E	E	E	機能に支障がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置・ 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検						
				月点検	管理運 転点検	年 点 検				
水密部	致	ゴム押え板	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
給油装置		給油配管	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			漏油、詰り	—	—	E	漏油、詰りがないこと。			
	分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
作動状態		—	—	D	作動すること。 吐出量が適正であること。					
全般 (戸当り)		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
			ごみ、流木、土砂等	E	E	E	ごみ、流木、土砂等がないこと。			
	塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。		判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。		
取外し戸当り	致	レール	変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。		田については打診	
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
埋設部	致	底部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	側部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	上部戸当り	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
			コンクリート部	コンクリートの損傷	E	E	E	損傷がないこと。		
				コンクリートからの漏水	—	—	E	機能に支障がないこと。		

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

2 放流管
 2-1 放流管

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	—	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		塗装	損傷	E	—	E	損傷がないこと。			
			劣化	E	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
放流管		管胴本体	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。			
			変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
			溶接部の割れ	—	—	E	割れがないこと。			
整流板		整流板本体	摩耗	—	—	E	摩耗がないこと。			
			変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	—	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
			溶接部の割れ	—	—	E	割れがないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

3 開閉装置
 3-1 ワイヤロープウインチ式開閉装置

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	点検対象外			

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		外観	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
構造体	致	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
	フレーム	たわみ	-	-	E	たわみがないこと。				
		変形	-	-	E	変形がないこと。				
		溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。				
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
腐食(孔食)		-	-	E	腐食(孔食)がないこと。					
致	主電動機	振動	-	H	M	異常振動がないこと。		○		
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		温度上昇	-	H	M	異常な温度上昇がないこと。				
		電流値	-	E	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。				
		電圧値	-	E	M	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。				
		絶縁抵抗	-	-	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1M Ω以上あること。				
		開閉速度	-	-	M	規定値以内であること。		○		
		電磁制動機のすきま	-	-	M	ディスクのすき間が規定範囲にあること。			計測値で判定する。	
	予備電動機	振動	-	H	M	異常振動がないこと。		○		
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
温度上昇		-	H	M	異常な温度上昇がないこと。					
電流値		-	E	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。					
電圧値		-	E	M	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。					
絶縁抵抗		-	-	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1M Ω以上あること。					
開閉速度	-	-	M	適切な部分開度で測定し、規定値以内であること。		○				
電磁制動機のすきま	-	-	E	ディスクのすき間が規定範囲にあること。			計測値で判定する。			
致	内燃機関	始動性	-	D	D	円滑に始動できること。				
		振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		漏油	E	E	E	漏油がないこと。				
		燃料油量	E	E	E	油面計の規定内であること。				
		燃料劣化	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				
		冷却水量	-	-	E	規定内の量であること。				
		冷却水劣化	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 置・ 機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検						
				月点検	年点検					
目視 点検	管理運 転点検									
動力部	致	内燃機関	潤滑油量	E	E	E	油面計の規定内であること。			
			潤滑油劣化	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。			
			エレメント目詰まり(汚れ)	-	-	E	目詰まり、ひどい汚れがないこと。			
			Vベルトゆるみ	-	-	H	適正な張りがあること。			
			Vベルト損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			排気管損傷	-	-	E	断熱材、配管に損傷がないこと。			
			バッテリー液量	-	-	E	液量が規定内であること。			
			バッテリー液比重	-	-	E	比重が規定内であること。			計測値で判定する。
致	急降下閉鎖装置	作動状態	-	D	D	確実に作動すること。				
制動部	致	電磁制動機	作動状態	-	D	D	確実に作動し、瞬時に停止すること。			
			ライニングのすきま	-	-	M	適正なすきまが確保されていること。			
			ライニングの厚さ	-	-	M	異常な摩耗、偏摩耗がないこと。			
			ドラムの損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			制動部の清掃状態	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
	致	電動油圧押し式制動機	作動状態	-	D	D	確実に作動し、瞬時に停止すること。			
			ライニングのすきま	-	-	M	適正なすきまが確保されていること。			
			ライニングの厚さ	-	-	M	異常な摩耗、偏摩耗がないこと。			
			ストローク	-	-	E	適正なストロークが確保されていること。			計測値で判定する。
			ドラムの損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
減速部	致	減速機	振動	-	H	M	異常振動がないこと。		○	
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
			温度上昇	-	H	M	異常な温度上昇がないこと。			
			漏油	E	E	E	漏油がないこと。			
			潤滑油量	-	-	E	油面計の規定内であること。			
			潤滑油劣化	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。			
	致	ドラムギヤ ピニオン 中間ギヤ	異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
			歯車の損傷・摩耗	-	-	E	損傷及び異常摩耗がないこと。			
			歯当り	-	-	M	適正な当りがあること。			
			バックラッシュ	-	-	M	適正な範囲の数値であること。			○
動力伝達部	致	切替装置	作動状態	-	D	D	スムーズに切換えられること。			
			振動	-	H	M	異常振動がないこと。			○
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
			温度上昇	-	H	M	異常な温度上昇がないこと。			
			漏油	E	E	E	漏油がないこと。			
			潤滑油量	-	-	E	油面計の規定内であること。			
			潤滑油	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 置 特 性 ・ 機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要
				定期点検						
				月点検		年 点 検				
				目 視 点 検	管 理 運 転 点 検					
動力伝達部	致	手動装置	作動状態	-	D	D	スムーズに切換えられ、手動操作が行えること。			
			振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
			漏油	E	E	E	漏油がないこと。			
			潤滑油量	-	-	E	油面計の規定内であること。			
			潤滑油	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。			
	致	連動軸	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	E	E	損傷がないこと。			
	致	軸受	振動	-	H	H	異常振動がないこと。			
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。			
			温度上昇	-	H	M	異常な温度上昇がないこと。			
			給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
致	たわみ軸継手 (歯車形軸継手) (ローラチェーン軸継手)	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。				
扉体駆動部	致	ドラム	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			摩耗	-	-	E	ロープ溝部に異常な摩耗がないこと。			
	致	ドラム軸	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
	致	ドラムロープ端末	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
	致	シーブ、軸、軸受	摩耗	-	-	E	摩耗がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
			給油状態	E	E	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
			回転状態	-	D	D	正常に回転すること。			
	致	ワイヤロープ	ごみ、異物の付着	E	E	E	ごみ、砂塵等がロープに付着していないこと。			
変形			E	E	E	線の不規則な飛び出し、部分的な籠状、キンク等がないこと。				
発錆			-	-	E	発錆がないこと。				
摩耗			-	-	M	異常な摩耗がないこと。				
素線切れ			-	-	M	異常な素線切れがないこと。				
給油状態			E	E	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。				
保護装置	致	ワイヤロープ 端末調整装置	ロックナット	E	E	E	ゆるみがないこと。			
			ソケット	-	-	E	割ピンがはずれていないこと。			
			ロープ長さ	-	-	E	閉時にロープの緩みが、左右同一であること。			
			給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。			
	致	制限閉閉器 (カウンタ式) (遊星歯車式)	作動状態	-	E	D	設定値にて正常に作動すること。			
			変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	直動形リミットスイッチ	作動状態	-	E	D	設定値にて正常に作動すること。			
			変形	E	E	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検						
				月点検	管理運 転点検	年 点 検				
休止装置		休止装置	作動状態	-	-	D	休止操作が円滑に行えること。			
			給油状態	-	-	E	油が供給されていること。油の劣化がないこと。			
開度計	致	機械式	作動状態	-	E	D	実揚程と指針表示が合致していること。			
			盤面の曇り	-	-	E	表示窓が透明で、視認に支障がないこと。			
給油装置		給油ポンプ	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			作動状態	-	-	D	適正な圧力が発生すること。			
			油量	-	-	E	適量で乳白色化していないこと。			
		給油配管	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			漏油	-	-	E	漏油がないこと。			
		分配弁	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			作動状態	-	-	D	作動すること。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

3 開閉装置
 3-2 油圧シリンダ式開閉装置

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		外観	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			水滴の付着	E	E	E	水滴が付着していないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
劣化	—		—	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。		
油圧シリンダ	致	ピストンロッド	スティックスリップ、ビビリ等の異常音、振動	—	—	S, H	異常音、異常振動がないこと。			
			すべり面(メッキ)の損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			ロッド部の発錆	E	E	E	発錆がないこと。			
			ロッドパッキン部の油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。			
			曲がり	—	—	E	目視で曲がりが生じていないこと。			
	致	ヘッドカバー、ピストンロッドカバー	ボルト・ナットの緩み、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
			油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。			
	致	ピストンロッドパッキン	扉体のずり落ち量(内部油漏れ)	—	—	M	扉体のずり落ち量が規定値以下であること。		○	
	致	配管接続部	ボルト・ナットの緩み、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診
			油漏れ	E	E	E	油漏れがないこと。			
致	軸受部	給油状態	E	E	E	古い油が排出されていること。				
		ボルト・ナットの緩み、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
		回転状態	—	—	S	異常音がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
油圧ユニット	油圧ユニットの内外面	内外面の汚れ	E	E	E	水滴、ほこりの付着がないこと。				
		塗装の状態	E	E	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。				
		銘板類の損傷	—	—	E	脱落、汚損がないこと。				
	致	油タンク	油圧ユニット設置床面	E	E	E	油溜りや油が滴下した形跡がないこと。			
			油タンク上面	E	E	E	油溜りがないこと。			
			油圧機器、配管	E	E	E	油が垂れていないこと。			
			油面	E	E	E	油面計に印された正常な範囲にあること。			
			水抜き	—	—	E	油中に水分が混入していないこと。			
	致	電動機	油温	E	M	M	通常の閉閉運転による作動油の温度上昇が規定値以下であること。			
			取付ボルトのゆるみ	—	—	E, H	ゆるみがないこと。			出については打診
			軸受部の異常音	—	—	S	異常音がないこと。			
			軸受部の発熱	—	—	M	発熱が許容値以下であること。			
			振動	—	—	M	異常振動がないこと。			○
電流値			—	—	M	設計圧力オンロード時の電流値が定格電流以下であること。				
電圧値			—	—	M	作動時の電圧降下が±10%以下であること。				
絶縁抵抗	—	—	M	絶縁抵抗計にて測定を行い1MΩ以上。						

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1の装 特性・機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月 点 検	管 理 運 転 点 検					
致	電動機	端子箱の点検	-	-	E	端子接続部にゆるみがないこと。 端子箱内に結露、錆付き等がないこと。				
		開閉速度	-	-	M	開閉速度が規定値内であること。		○		
致	軸継手 (チェーンカップリング)	カバーの取付状態	E	E	E, H	取付ボルトにゆるみがないこと。			出については打診	
		カップリングの異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		カップリングの振動	-	-	E, H	異常振動がないこと。				
		給油状態	-	-	W	カバー内にグリースが充填されていること。				
		チェーンの取付状態	-	-	W	チェーンは確実に取付られていること。				
		チェーンの異常摩耗の有無	-	-	W	チェーン、チェーン歯車に異常摩耗が生じていないこと。				
致	油圧ポンプ	吐出圧力	-	D	D	油圧ポンプオンロードにより規定圧力まで昇圧すること。				
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		振動	-	-	M	異常振動がないこと。		○		
		発熱	-	-	M	ポンプ表面温度と油圧ポンプ運転時の吸込み作動油との温度差が許容値以下であること。		○		
		ポンプ取付ボルト、配管フランジ取付ボルト	E	E, H	E, H	ゆるみが生じていないこと。			出については打診	
致	圧力調整弁	主回路リリーフ弁	-	D	D	昇圧しない、圧力が不安定で変動する、応答性が悪い、異常音、振動の発生等の不具合現象が発生しないこと。				
		油圧シリンダヘッド側回路リリーフ弁(または減圧弁)	-	-	D	ゲート運転中、油圧シリンダの閉側圧力がヘッド側リリーフ弁(または減圧弁)の設定圧力以上に昇圧しないこと。 閉側圧力が不安定で変動したり、異常音や振動の発生がないこと。				
致	方向制御弁	ゲート開閉方向制御弁	-	D	D	「開運転」、「閉運転」押釦により方向制御弁が正常に切替わること。				
		主回路リリーフ弁の切換弁(アンロード回路付の場合)	-	E, D	E, D	ポンプ起動後、一定時間経過の後、切換弁が正常に作動し、昇圧すること。				
		アキュムレータ回路切換弁(アキュムレータ付の場合)	-	-	D	電気的信号によりアキュムレータ回路の切換弁が正常に作動し、アキュムレータがon・off状態になること。				
		発熱	-	-	H	切換時、あるいは切換後ソレノイド(電磁石)部分が100℃以上の高温にならないこと。				
		異常音	-	S	S	切換時、あるいは切換後ソレノイド(電磁石)部分から異常音を生じないこと。				
致	パイロットチェックバルブ	運転時の開放状態	-	-	D	規定の圧力値でバルブが正常に作動すること。				
		ゲート中間開度保持のずり落ち	-	-	M	中間開度停止時のゲートずり落ち量が許容値以下であること。				
		チャタリング現象の有無	-	-	S	運転中、パイロットチェックバルブが開、閉を繰り返す(チャタリング現象)、激しい騒音、振動を伴う現象を生じないこと。				
致	逆止弁	ポンプ吐出ライン	-	-	D	バルブが正常に作動すること。				
		サクシジョンライン	-	-	S	ゲート自重降下時サクシジョンラインからの吸込みが正常であること。ポンプ運転による閉運転時サクシジョンラインから油がタンクに戻らないこと。				
致	流量調整弁	作動状態	-	-	E	開閉速度が規定の範囲に制御されており、大幅な変化が見られないこと。				
		設定目盛	-	-	E	設定目盛に変化がないこと。				
致	圧力スイッチ	作動状態	-	-	E, D	スイッチが設定圧力で正常に作動すること。				
		配管接続部からの油漏れ	E	E	E	配管接続部からの油の漏れがないこと。				
		内部状態	-	-	E	端子接続部の締付けが十分で内部に結露、発錆等がないこと。				
致	圧力計	内部の結露	E	E	E	圧力計の内部に水滴の付着やくもりを生じていないこと。				
		指針の振れ	-	-	E	運転中圧力計の針が激しく振れないこと。零点表示の確認。				
		ポンプ圧力計	-	E	E	油圧ポンプオンロードにより正常にリリーフバルブ設定圧力を指示すること。				
		油圧シリンダ開側、閉側圧力計	-	-	E	ゲート開閉運転時、油圧シリンダの開側、閉側圧力が従来の運転時に比較し、大きく変動しないこと。				
致	フィルタ	サクシジョンフィルタライン フィルタ	-	E	E	電気式検知のものについては、「フィルタ目詰まり」の表示ランプが点灯しないこと。直読式のものについては、フィルタの目詰まりを示すインジケータの針が目詰まりゾーンに位置していないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装 置 特 性 ・ 機 器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾 向 管 理	摘 要	
				定期点検		年 点 検					
				月 点 検	管 理 運 転 点 検						
目 視 点 検											
油圧ユニット	致	アキュムレータ	ガス漏れ	—	—	M	ガス封入圧力が規定値にあること。またガス封入口付近からのガス漏れがないこと。				
			配管接続部からの漏れ	E	E	E	配管接続部からの油の漏れがないこと。				
			アキュムレータへの圧油チャージ作動の確認	—	—	D	アキュムレータ内の圧力低下信号により、ポンプが起動し、アキュムレータに圧油が送り込まれ、所定の圧力まで上昇したら圧力信号によりポンプが停止すること。				
	油タンク付属品	取付部油漏れ	E	E	E	油面計取付部、ドレンバルブ、マンホール蓋取付部からの油漏れがないこと。					
		エアブリーザ	—	—	W	フィルタにごみつまり、発錆等がなく、清浄であること。					
		油面検出スイッチ	—	—	D	検出スイッチの作動が正常であること。油面検出部に付着物や発錆がないこと。					
		端子箱	—	—	E	端子箱の内部に水分やほこり等の付着がないこと。端子箱内面や結線部が錆付いていないこと。端子接続部にゆるみを生じていないこと。					
		絶縁抵抗	—	—	M	各電気機器、結線について絶縁抵抗試験を行い、規定値以上の抵抗値を有することを確認すること。					
	油圧配管	致	配管部	管継手部の漏油(フランジ、ニップル、ユニオンなど)	E	E	E	ウェスで清掃して、新たに油がにじみ出ないこと。			
				管溶接部の割れ(フランジ、ソケット管固定部など)	E	E	E	割れがないこと。			
配管の割れ				E	E	E	割れがないこと。				
管汚れ				E	E	E	管の汚れがないこと。				
塗装				E	E	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。				
フレキシブルチューブの劣化				E	E, H	E, H	表面劣化(割れなど)のないこと。継手部に漏油のないこと。				
バルブ不具合				—	—	D	ハンドルの回転などが正常であること。				
固定部		管固定部のゆるみ	E	E, H	E, H	配管の振動、ねじのゆるみなどがいないこと。				目については打診	
周辺		ビット内汚れ	E	E	E	塵芥の堆積のないこと。					
		ビット内水溜り	E	E	E	水たまりのないこと。					
作動油	致	作動油	分析	—	—	M	色、粘度変化率、全酸化、水分、汚染度等が基準に定められた許容値を超えないこと。				
保護装置	致	制限開閉器	作動状態	—	E	D	設定値にて正常に作動すること。				
			変形	E	E	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
開度計	致	電気式開度計(直接検出式)	開度指示	—	—	E	ゲート全閉時に開度表示が全閉を表示していること。				
油圧シリンダ架台	アンカボルト	ゆるみ	—	—	E, H	ねじのゆるみなどがいないこと。				目については打診	
		曲り	E	E	H	曲りなど変形がないこと。					
		損傷	E	E	H	き裂、割れ等の損傷がないこと。					
	梁、桁	曲り	E	E	E	曲りなど変形がないこと。					
		損傷	E	E	E	き裂、割れ等の損傷がないこと。					
		振動	—	—	H	異常振動がないこと。					
埋設部	アンカ部のコンクリート	ひび、割れの有無	E	E	E	ひび、割れのないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

3 開閉装置
 3-3 スピンドル式開閉装置

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	点検対象外			

装置区分	※1の装置・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
全般	致	清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。				
		外観	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
			劣化	-	-	E	発錆、ふくれ、亀裂、剥離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
構造体	致	構造全体	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
		フレーム	たわみ	-	-	E	たわみがないこと。				
			変形	-	-	E	変形がないこと。				
	致	溶接部の割れ	溶接部の割れ	-	-	E	割れがないこと。				
			ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			Hについては打診
				損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
				腐食(孔食)	-	-	E	腐食(孔食)がないこと。			
動力部	致	電動機	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
			温度上昇	-	H	M	異常な温度上昇がないこと。				
			電流値	-	E	M	大幅な変動がなく、定格電流値以下であること。				
			電圧値	-	E	M	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。				
			絶縁抵抗	-	-	M	絶縁抵抗計にて測定を行い、1M Ω以上あること。				
			開閉速度	-	-	M	開閉速度が規定値内であること。		○		
			電磁制動機のすきま	-	-	M	ディスクのすきまが規定範囲にあること。			計測値で判定する。	
	致	手動装置	作動状態	-	D	D	円滑に開閉操作ができること。				
			操作力	-	-	D	操作力が100N以下であること。				
減速機部	致	減速機	振動	-	H	H	異常振動がないこと。				
			異常音	-	S	S	異常音がないこと。				
			温度上昇	-	H	H	異常な温度上昇がないこと。				
			漏油	E	E	E	漏油がないこと。				
			潤滑油量	-	-	E	油面計の規定内であること。				
			潤滑油劣化	-	-	E	ひどい濁りがなく、乳白色化していないこと。				
動力伝達部	致	切替装置	作動状態	-	D	D	円滑に切替ができること。				
	致	連動軸	変形	-	-	E	変形がないこと。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
致	軸継手	振動	-	H	H	異常振動がないこと。					
		異常音	-	S	S	異常音がないこと。					
		給油状態	-	-	E	油が供給されていること。 油の劣化がないこと。					

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
			目視 点検							
扉 体 駆 動 部	致	スピンドル	変形、曲り	-	-	E	変形曲りが無いこと			
			損傷	-	-	E	損傷が無いこと。			
			摩耗	-	-	E	摩耗が無いこと。			
			油切れ	-	-	E	ネジ部にグリースが付着していること。			
保 護 装 置	致	過負荷防止機構	作動状態	-	-	D	正常に作動すること。			
		リミットスイッチ	作動状態	-	E	D	設定値にて正常に作動すること。			
開 度 計	致	機械式	作動状態	-	E	D	実揚程と指針表示が合致していること。			
			盤面の曇り	-	-	E	表示窓が透明で、視認に支障が無いこと。			
中 間 振 止	致	中間振止	変形、損傷	E	E	E	変形、損傷が無いこと。			
			スピンドルとの干渉	-	-	E	スピンドルと干渉しないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

4 操作制御設備
 4-1 機側操作盤

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	点検対象外			

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般	盤全体	清掃状態	E	E	E	ひどい汚れ、ごみ等がないこと。				
		破損	E	E	E	破損がないこと。施錠が完全であること。				
		塗装状態	-	-	E	鋼板表面に塗膜の剥れおよび腐食がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。	
		内部乾燥状態	-	-	E	乾燥していること。			屋外設置の場合	
		絶縁抵抗	-	-	M	絶縁抵抗計にて計測を行い、1MΩ以上であること。				
	機器、計器類共通	汚れ	-	-	E	汚れがないこと。				
		変色	-	-	E	変色がないこと。				
		端子のゆるみ	-	-	E, H, T	端子のゆるみがないこと。				
		異常音	-	-	S	異常音がないこと。				
		破損	E	E	E	破損がないこと。				
計器類	電流計	指示	-	E	E	大幅な変動がなく定格電流値以下であること。				
		0点確認	-	-	E	ゲート停止時に0点を指していること。				
	電圧計	指示	-	E	E	作動時の定格電圧が、±10%以内であること。				
開閉器類	致	電磁接触器	作動テスト	E	D	D	異常なく作動すること。			
			異常音	-	S	D, S	異常音、振動がないこと。			
			接点	-	-	D, E	接点に変色がないこと。接点溶着がないこと。			
		漏電継電器	作動テスト	-	D	D	テストボタンを押して作動すること。			
		配線用遮断器	作動テスト	-	D	D	ON/OFFが確実にできること。			
		避雷器	ランプテスト	E	E	E, H	正常に点灯すること、ヒューズが溶断していないこと。			
リレー類	致	補助リレー	作動テスト	-	D	D, S, E	異常音、振動がないこと。			
			異常音	-	S	D, H, S	異常音がないこと。			
	致	3Eリレー	作動テスト	E	D	D	テストボタンを押して作動すること。			
			設定値確認	E	E	E	図面通りの設定値であること。			
	サーマルリレー	作動テスト	E	D	D	テストボタンを押して作動すること。				
タイマ	タイマ	設定値確認	E	E	E	所定の設定値にセットされていること。				
スイッチ	致	押し釦スイッチ	作動テスト	-	D, E	D, E	開、閉、停が的確に作動すること。			
		切換スイッチ	作動テスト	-	D, E	D, E	的確に作動すること。			
表示灯	表示灯	ランプテスト	E	D, E	D, E	点灯すること。				
	盤内蛍光灯	点灯、球切れ	-	-	D	点灯すること。				
指示計	開度指示計	指示	-	-	E	実際揚程(または発信器)と指示値が合致していること。セルシン式は発信器の指示値に反応していること。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検		年 点 検				
				月点検	管理運 転点検					
目視 点検										
P L C 致		電源ユニット	電源端子部の電圧確認	-	-	M	メーカー推奨範囲以内であること。			
		内蔵電池	使用年数の確認	-	-	E	交換推奨時期を超過していないこと。			
		入力ユニット	作動テスト	-	-	D, E	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。			
		出力ユニット	作動テスト	-	-	D, E	ゲートを全閉～全開まで操作し、問題無く動作すること。			
		アナログユニット	零点調整、スパン調整及び動作確認(精度確認)	-	-	D, E	校正器により測定し、±1.0%以内、F.S.以内であること。			
		ネットワークユニット	通信テスト	-	-	D, E	通信状態が正常であること。通信エラーランプが点灯していないこと。			
		CPUユニット	作動テスト	-	-	D, E	「RUN」が点灯していること。エラーランプが消灯していること。			
配 線 ・ 配 管 致		盤内配線	配線状態	-	-	E	損傷がないこと。断線していないこと。			
	端子のゆるみ		-	-	E, H, T	断線がないこと。ゆるみがないこと。				
	端子台	腐食	-	-	E	発錆がないこと。				
	端子台取付ボルト	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみがないこと。			出については打診	
	配管	配管状態	-	-	E	ひび割れ、腐食、止め具のゆるみ、脱落等がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

5 付属設備
 5-1 付属設備 開閉装置架台

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性	
致	致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理	
○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

※機械設備として開閉装置架台を備える場合に適用。

装置区分	※1の装特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	管理運転点検					
全般		清掃	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
開閉装置架台	致	主桁、補助桁	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	脚	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			Hについては打診
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

5 付属設備
 5-2 付属設備 水位計

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致）

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増補	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・機器の特性	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要	
				定期点検		年点検					
				月点検	管理運転点検						
量水板		目盛板	清掃状態	E	E	E	ごみ、流木等が引っかかっていないこと。				
			目盛鮮明度	E	E	E	板表面の目盛、文字が読めて計測できること。				
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
フロートウエイト／巻取式		滑車（プーリ）	作動状態	—	—	D	正常に回転すること。				
			ゆるみ、脱落	—	—	E, H	滑車と軸がゆるみなく締まっていること。				
		ワイヤロープ	素線切れ	—	—	E	計測に支障となる異常な素線切れがないこと。				
			変形、発錆	E	E	E	ストランド又は素線の不規則な飛び出し、部分的な籠状、キンク、発錆がないこと。				
			摩耗	—	—	E	目視で異常なスリップ、摩耗がないこと。				
			導水口	堆砂	—	—	E	吞口部、マンホールに土砂の堆積がないこと。			
			計測井	内外水位差	—	—	E	観測井の内水位と外水位に差がないこと。			
	致		変換器	測定精度	—	—	E	水位標の水位と記録器の水位に差がないこと。			
			歯車機構部	清掃状態	—	E	E	ごみ、流木等が引っかかっていないこと。			
			フロート	内部水の水量	—	—	W	フロート内部に所定の水量があること。			
内部の汚れ				—	—	W	フロート内部に水垢がないこと。				
		避雷器	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
リードスイッチ式		計測柱	傾斜	E	E	E, M	計測柱に異常な傾きがないこと。				
			清掃状態	E	E	E	ごみ、流木等が引っかかっていないこと。				
			ストレーナの目詰り	—	—	E, H	ストレーナにごみが詰まっていないこと。				
			ボルト、ナットのゆるみ、脱落	—	—	E, H	取付金具のボルト、ナットにゆるみ、脱落がないこと。			田については打診	
			避雷器	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致		変換器	測定精度	E	E	E	水位標の水位と記録器の水位に差がないこと。			
			ケーブル	露出状態	—	—	E	ケーブルが地表に露出していないこと。			
		ケーブル	清掃状態	—	—	E	ごみ、流木等が引っかかっていないこと。				
圧力式	致	受圧部（検出器）	動作状態	—	D	D	水位が確実に検知されていること。				
			変形	—	—	E	変形がないこと。				
			損傷	—	—	E	損傷がないこと。				
			腐食	—	—	E	腐食がないこと。				
		ケーブル	露出状態	E	E	E	ケーブルが地表に露出していないこと。				
			清掃状態	E	E	E	ごみ、流木等が引っかかっていないこと。				
致		変換器	測定精度	—	—	E	水位標の水位と記録器の水位に差がないこと。				
		導水口	堆砂	—	—	E	吞口部に土砂の堆積がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

装置区分	※1 の装置 特性・ 機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向 管理	摘 要
				定期点検						
				月点検	管理運 転点検	年 点 検				
超音波式	致	検出部	作動状態	-	S	S	超音波の発信音が聞こえること。			
			変形	-	-	E	変形がないこと。			
			腐食	-	-	E	腐食がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食	-	-	E	腐食がないこと。			
		避雷器	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
	致	変換器	測定精度	-	-	E	水位標の水位と記録器の水位に差がないこと。			
	触針式	致	指示部	測定精度	-	-	E	水位標の水位と記録器の水位に差がないこと。		
		電極棒	変形	-	-	E	変形がないこと。			
			損傷	-	-	E	損傷がないこと。			
			腐食	-	-	E	腐食がないこと。			
		ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	-	-	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			田については打診
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食	-	-	E	腐食がないこと。			
		電源部	電圧	E	E	E	規定値以内であること。			
		補助継電器	作動状態	-	-	D	正常に作動すること。			

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

6 付属施設
 6-1 付属施設 操作橋

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品 (表中で網掛け部が致)

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応(修繕・取替・更新)が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法 (() 書きは運転時実施)

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
操作橋	致	主桁、補助桁	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
		床版	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
		手摺	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	致	支承	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
	ボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			出については打診	
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。				

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

6 付属施設
 6-2 付属施設 開閉装置室

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致

※3 点検結果の判定基準	
○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理
 ○ 測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
開閉装置室	屋根	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	雨漏りがないこと。				
	壁	損傷	E	E	E	割れ等がないこと。				
	窓	損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
		施錠	—	—	D	施錠できること。				
	入口扉	変形	—	—	E	変形がないこと。				
		損傷	E	E	E	損傷がないこと。				
施錠		E	E	D	施錠されていること、できること。					

施設機械設備点検・整備項目表
 III ダム用水門設備 点検・整備項目表

6 付属施設
 6-3 付属施設 手摺、階段、防護柵

点検区分		点検実施日	
施工業者名		作業責任者	

※1 装置・機器の特性
 致 致命的な影響のある機器・部品（表中で網掛け部が致

※3 点検結果の判定基準

○	正常であり現在支障は生じていない。もしくは、通常の保全において十分な信頼性が確保できている。
△	現在、機器・部品の機能に支障は生じていないが、早急に対策を講じないと数年のうちに支障が生じる恐れがある。
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。

※4 傾向管理

○	測定値をグラフ化し管理基準値と比較確認する項目
---	-------------------------

※2 点検・整備方法（（ ）書きは運転時実施）

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	触診
D	動作確認	S	聴診	—	点検対象外		

装置区分	※1の装置・特性・機器	点検部位	点検項目	※2 点検区分・方法			判定方法	※3 点検結果	※4 傾向管理	摘要
				定期点検		年点検				
				月点検	目視点検					
全般		清掃状態	汚れ	E	E	E	ひどい汚れ、油等の付着がないこと。			
		塗装	損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			劣化	—	—	E	発錆、ふくれ、亀裂、はく離、変退色、白亜化がないこと。			判定は、農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工(ゲート設備)」による。
手摺・階段		手摺、階段	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
防護柵		防護柵	変形	—	—	E	変形がないこと。			
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			
固定部		アンカボルト、ナット	ゆるみ、脱落	—	—	E, H	ゆるみ、脱落がないこと。			Hについては打診
			損傷	E	E	E	損傷がないこと。			
			腐食(孔食)	—	—	E	腐食(孔食)がないこと。			